証券コード　7254
平成29年６月９日

株 主 各 位

静岡県湖西市鷲津２４１８番地
株式会社ユニバンス
代表取締役会長　鈴 木 一 和 雄

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月23日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年６月23日（金曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、55ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月26日（月曜日）午前10時

２．場　　所　静岡県湖西市鷲津2418番地
株式会社ユニバンス　本社会議室

3．目的事項

報告事項　1．第84期（自平成28年４月１日至平成29年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第84期（自平成28年４月１日至平成29年３月31日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.uvc.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎当社は、法令および当社定款第21条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.uvc.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表

・計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

（第84回定時株主総会招集ご通知添付書類）

事　業　報　告

（自平成28年４月１日
至平成29年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、日本国内では、各種政策の効果により、雇用および所得環境は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては、英国のＥＵ離脱問題や、米国新政権の政策動向に対する懸念、中国をはじめとした新興国における経済成長の減速などによる金融資本市場の安定感を欠いた変動により、世界経済は依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度における売上高は、600億24百万円と前期に比べ30億62百万円（4.9％）の減少となりました。

利益面におきましては、営業利益は、日本拠点における売上が減少したものの、合理化活動および生産ロスの解消により11億30百万円（前期比602.9％の増加）、経常利益は、海外子会社への円建貸付金にかかる為替評価損の計上により78百万円（前期は３億48百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は、３億98百万円の損失（前期は６億４百万円の損失）となりました。

セグメントの概要は次のとおりです。

（単位：百万円）

事業区分	第83期		第84期		増減			
	売上高	営業利益又は営業損失(△)	売上高	営業利益又は営業損失(△)	売上高		営業利益	
ユニット事業	35,938	320	32,917	△367	△3,020	(△8.4%)	△688	(－%)
部品事業	27,078	△250	27,045	1,419	△33	(△0.1%)	1,670	(－%)
その他事業	613	76	595	75	△17	(△2.9%)	△0	(△0.6%)
消去又は全社	△543	15	△534	3	－	－	－	－
合計	63,087	160	60,024	1,130	△3,062	(△4.9%)	969	(602.9%)

1）ユニット事業

売上高は329億17百万円（前期比8.4%減）となりました。セグメント利益につきましては、日本拠点の売上減少に加え、生産ロスの発生および合理化活動の遅れにより３億67百万円の損失（前期は３億20百万円の利益）となりました。

2）部品事業

売上高は270億45百万円（前期比0.1％減）となりました。セグメント利益につきましては、日本拠点が売上減少となったものの、海外拠点における売上増加に加え、合理化活動および生産ロスの解消並びに、製品構成の変動による増益により14億19百万円（前期は２億50百万円の損失）となりました。

3）その他事業

セグメント利益につきましては、75百万円（前期比0.6%減）となりました。

⑵ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より59億67百万円の調達を行いました。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、54億２百万円であります。

また、各セグメントの主な投資は、次のとおりであります。

ユニット事業における設備投資額は40億14百万円であり、主な内容は新規製品立ち上がりおよび増産投資によるものであります。

部品事業における設備投資額は13億55百万円であり、主な内容は新規製品立ち上がりおよび増産投資によるものであります。

その他事業における設備投資額は31百万円であり、内容は設備の維持更新によるものであります。

⑷ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第　81　期 (平成26年３月期)	第　82　期 (平成27年３月期)	第　83　期 (平成28年３月期)	第　84　期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　上　高（百万円）	64,624	64,781	63,087	60,024
営　業　利　益（百万円）	1,462	770	160	1,130
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	1,805	1,811	△348	78
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	1,653	1,779	△604	△398
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	79.13	85.17	△28.95	△19.05
総　資　産（百万円）	43,163	45,483	42,544	45,759
純　資　産（百万円）	18,624	20,736	18,447	18,986
１株当たり純資産額（円）	890.53	992.31	883.06	908.85

⑸ 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率(%)	主　要　な　事　業　内　容
株式会社遠州クロム	10百万円	100.00	特殊メッキ加工業
株式会社ウエストレイク	15百万円	100.00	物流容器の洗浄および構内作業
富士協同運輸株式会社	10百万円	100.00	倉庫業および貨物梱包業務
ユニバンスＩＮＣ.	38百万US$	100.00	自動車部品の製造販売
P.T.ユニバンスインドネシア	30百万US$	97.08	同上
ﾕﾆﾊﾞﾝｽﾀｲﾗﾝﾄﾞCo.,Ltd.	202百万THB	100.00	同上

⑹ 対処すべき課題

自動車産業は、世界の自動車市場の中心が新興国へと急速に移っていく中、現地調達・現地生産を加速しつつ、仕向地それぞれの市場ニーズにあった車つくりが求められています。

また、自動車メーカーは電動化システム開発と自動運転技術開発に経営資源を集中させるとともに、自動車メーカー間やその枠を超えた提携が積極的に行われ、自動車部品業界も含めて経営環境が激しく早く変化していくと予想されます。

このような環境下において、当社グループの対処すべき課題は、国内拠点における生産量の変動に対応した事業構造の変革および付加価値の向上、海外拠点においては更なる競争力の向上と事業収益力の強化であり、推進にあたっては経営判断と執行のスピードアップおよび効果的な企業運営を図り、下記内容の施策に取り組んでまいります。

〔国内事業の取り組み〕

・環境変化に対応したものつくり技術の革新
・既存技術と新技術を融合し、市場ニーズに適合した商品の開発と拡販

〔海外拠点の取り組み〕

・製品競争力と事業収益力向上活動の推進
・製品価値向上および現地ビジネス拡販

また、社会から信頼される企業として、地球環境への活動に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、透明性、健全性を更に高める活動の推進に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容	主要製品
ユニット事業	マニュアルトランスミッション(M/T)	ＳＵＶ・商用車用トランスミッション
	四輪駆動装置	ＦＲ車用４WD用トランスファー、ＦＦ車用４WD用トランスファー、４WD用コンポーネント、ＥＶ・ＨＥＶ用ギヤボックス、ＡＴＶ用デフキャリア
	産業機械	農業機械用トランスミッション、建設機械用減速機、フォークリフト用トランスミッション
部品事業	部品	ＡＴ・ＣＶＴ用部品、デフ用部品、ワンウェイクラッチ、トランスミッション用部品、エンジン用ギヤ、ディスクブレーキ、ステアリング用部品
その他事業	物流・工場附帯サービス	物流容器の洗浄、構内作業、倉庫業、貨物梱包業務

(8) 主要な営業所および工場

当社	本社および本社工場：静岡県湖西市 湖西工場：静岡県湖西市 浜松工場：静岡県浜松市
株式会社遠州クロム	本社および本社工場：静岡県浜松市
株式会社ウエストレイク	本社および本社工場：静岡県湖西市
富士協同運輸株式会社	本社：静岡県湖西市
ユニバンスＩＮＣ.	本社および本社工場：アメリカ合衆国ケンタッキー州
P.T.ユニバンスインドネシア	本社および本社工場：インドネシア共和国
ﾕﾆﾊﾞﾝｽﾀｲﾗﾝﾄﾞCo.,Ltd.	本社および本社工場：タイ王国

⑼ 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ユニット事業	1,092（263）名	10 （△1）名
部品事業	613（167）名	15 （24）名
その他事業	61 （50）名	6 （△6）名
合計	1,766（480）名	31 （17）名

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
976（248）名	△16（61）名	41.4歳	19.0年

（注）従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑽ 主要な借入先および借入額

（企業集団）

借入先	借入額（百万円）
株式会社静岡銀行	7,192
株式会社みずほ銀行	1,850
株式会社商工組合中央金庫	805

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事実はありません。

2．会社の株式に関する事項

⑴ **発行可能株式総数**　80,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　23,396,787株（自己株式2,482,237株を含む）

⑶ **株主数**　2,172名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
鈴木一和雄	2,462	11.77
スズキ株式会社	1,937	9.26
大同特殊鋼株式会社	1,900	9.08
株式会社静岡銀行	956	4.57
株式会社ミツバ	612	2.93
谷史子	521	2.49
谷朗	489	2.34
鈴木真保	338	1.62
宮本愛子	338	1.62
株式会社みずほ銀行	330	1.58

（注）1．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2．当社は、自己株式2,482,237株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	鈴木　一和雄	
代表取締役社長 （社長執行役員）	村松　通泰	内部監査室 担当
代表取締役副社長 （副社長執行役員）	谷　典幸	経営全般(社長補佐) 海外関係会社、国内関係会社、経営管理部、情報管理部、営業部、商品開発部 管掌 購買部、ＭＳ推進グループ 担当
取締役 （常務執行役員）	池谷　光規	品質保証最高責任者、環境管理責任者、安全衛生責任者 技術部、品質保証部、生産カンパニー 管掌
取締役 （常務執行役員）	櫻井　芳久	財務担当責任者 管理部、人事部、財務部 管掌
取締役	志藤　昭彦	株式会社ヨロズ、株式会社ヨロズ栃木、株式会社ヨロズ大分、株式会社ヨロズ愛知、株式会社庄内ヨロズ、株式会社ヨロズエンジニアリング、株式会社ヨロズサービスの代表取締役会長 株式会社アーレスティ 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員・常勤)	鵜野　恭弘	
取締役（監査等委員）	神村　保	スズキ株式会社　参与
取締役（監査等委員）	森嶋　正	森嶋公認会計士事務所 代表
取締役（監査等委員）	藤田　英一	藤田英一税理士事務所 代表

（注）１．取締役志藤昭彦氏並びに取締役(監査等委員)神村保氏、森嶋正氏および藤田英一氏は社外取締役であります。

２．取締役(監査等委員)神村保氏、森嶋正氏および藤田英一氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・神村保氏は、スズキ株式会社の監査役経験者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・森嶋正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

・藤田英一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．情報の収集を図り、内部監査部門等との十分な連係を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、鵜野恭弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．当社は、取締役志藤昭彦氏、並びに、取締役(監査等委員)森嶋正氏および藤田英一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

（ご参考）執行役員

会社における地位	氏名	担当
執行役員	小島二郎	ﾕﾆﾊﾞﾝｽﾀｲﾗﾝﾄﾞCo.,Ltd. 担当
執行役員	池谷明大	管理部、人事部 担当
執行役員	山本正敏	技術部 担当
執行役員	大石哲司	四駆カンパニー、営業部 担当
執行役員	谷健輔	営業部 担当
執行役員	加藤忠彦	商品開発部 担当
執行役員	藤田博文	品質保証部 担当
執行役員	吉中利彦	生産カンパニー 担当
執行役員	曽布川守男	国内関係会社、経営管理部、情報管理部 担当
執行役員	柳沢達也	ギヤボックスカンパニー 担当
執行役員	杉浦宏始	部品カンパニー 担当
執行役員	原智之	商品開発部 担当
執行役員	鈴木一郎	財務部 担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6 (1)	128,400 (4,800)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	17,910 (7,110)
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	9,570 (2,370)
合計 （うち社外役員）	11 (4)	155,880 (14,280)

（注）1．上記には、平成28年６月27日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含めております。なお、当社は、平成28年６月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2．取締役の報酬限度額は、平成28年６月27日開催の第83回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）について年額250,000千円以内、取締役（監査等委員）について年額50,000千円と決議いただいております。

３．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役報酬は、取締役(監査等委員を除く)については、定額報酬と業績連動賞与の２本立てとし、株主総会でご承認いただいた報酬枠内で決定しております。定額報酬は取締役会からの委任により代表取締役が決定し、業績連動賞与については企業業績を反映させることを基本にしております。なお、役員報酬の一定額を拠出し役員持株会を通じ自社株式を購入し、在任中は保有することにしております。

取締役(監査等委員)については、その職務の独立性という観点から定額報酬とし、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、各取締役(監査等委員)間の協議に基づく適正な決定額を支給しております。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役志藤昭彦氏および監査等委員の４名(鵜野恭弘氏、神村保氏、森嶋正氏および藤田英一氏)とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

⑷ 社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地　　位	氏　　名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	志藤昭彦	株式会社ヨロズ 株式会社ヨロズ栃木 株式会社ヨロズ大分 株式会社ヨロズ愛知 株式会社庄内ヨロズ 株式会社ヨロズエンジニアリング 株式会社ヨロズサービス 株式会社アーレスティ	代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役会長 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	神村保	スズキ株式会社	参与
取締役 (監査等委員)	森嶋正	森嶋公認会計士事務所	代表
取締役 (監査等委員)	藤田英一	藤田英一税理士事務所	代表

(注) 当社とスズキ株式会社とは製品販売等の取引関係が、株式会社アーレスティとは粗形材購入等の取引関係がありますが、その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会、監査等委員会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（4回開催）		監査等委員会（10回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 志藤昭彦	16	94.1	－	－	－	－
取締役(監査等委員) 神村 保	17	100.0	4	100.0	10	100.0
取締役(監査等委員) 森嶋 正	15	88.2	4	100.0	9	90.0
取締役(監査等委員) 藤田英一	16	94.1	4	100.0	9	90.0

・取締役会および監査役会、監査等委員会における発言状況

取締役会において、取締役志藤昭彦氏は、企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づく発言を行っております。

取締役会および監査役会、監査等委員会において、取締役(監査等委員)神村保氏は主要自動車メーカーの監査役経験者としての知見に基づく発言を行っており、森嶋正氏は公認会計士としての知見から、藤田英一氏は税理士としての知見に基づいた企業会計の専門的見地から助言・提言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	支　払　額　（　千　円　）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑷ **当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況**

当社子会社ユニバンスINC.、P.T.ユニバンスインドネシアおよびユニバンスタイランドCo.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該子会社の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法「これらの法律に相当する外国の法令を含む。」の規定によるものに限る。）を行っております。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役、執行役員および使用人は、「コンプライアンスマニュアル」「取締役会規程」「稟議規程」その他の社内規程に則り職務を遂行します。

（運用状況）

取締役会規程に基づき、当事業年度においては、取締役会を17回開催し、各議案について審議、決定しております。

②取締役、執行役員および使用人が法令、社会規範、社内の規則等を遵守するための基本事項を定めた「コンプライアンスマニュアル」を遵守するとともに、企業倫理の推進を行うコンプライアンス委員会は必要に応じてこれを改訂します。

（運用状況）

当事業年度においては「コンプライアンスマニュアル」の改訂はありませんでした。

③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応についてコンプライアンス委員会等で適切に審議します。

（運用状況）

当事業年度において、コンプライアンス委員会を開催し企業倫理とコンプライアンスに関する協議を実施しております。

④監査等委員は監査等委員会の定める監査等委員会規則に従い、取締役の職務執行について監査を行います。

（運用状況）

監査等委員は、当事業年度に開催した取締役会、執行役員会に出席し、取締役の職務執行について監査しております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報は、法令および社内規程に基づき、各担当部門に適切に保存および管理させます。

（運用状況）

取締役の職務の執行に関わる情報の保存管理は、取締役会規程などの社内規程に基づき、適切に保管および管理を行っており、必要に応じて閲覧できるようにしております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①年度事業計画により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務の執行および予算の執行を行います。また、重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた社内規程に則り、適切に付議します。

（運用状況）
　取締役会にて当事業年度の事業計画を審議・決定し、稟議規程に基づいて、業務の執行および予算の執行に関する決裁を行っております。
②各部門の業務遂行に関して発生が予想されるリスクは、各部門において当該リスクの予防や対処に関する社内規程や各種会議体に従って対処します。
（運用状況）
　品質・安全・環境などの事業に関連する様々なリスクに適切に対応する為に、各種会議体や専門委員会に従って対処しております。
③災害時の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置および保険付保等を行います。
（運用状況）
　大規模災害等を想定した対策訓練、帰宅困難者のための物資の確保等、不測の事態に備えています。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①中期経営計画および年度事業計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し一貫した方針管理を行います。
（運用状況）
　取締役会にて当事業年度の中期経営計画および年度事業計画に関して審議・決定し、方針管理規程に基づいて、組織の各階層での方針管理を行っております。
②取締役会を月１回開催する他必要に応じて随時開催し、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに取締役および執行役員の業務執行状況を監督します。また、平成28年６月27日の監査等委員会設置会社移行後設置いたしました業務執行取締役および執行役員で構成される執行役員会を月２回開催し、取締役会の監督のもと、重要な業務執行の決定、ならびにグループ会社、各部門および各機能の経営上の重要課題について横断的かつ総合的に審議を行います。
（運用状況）
　当事業年度において、取締役会を17回開催し、重要事項に関して審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役から業務執行状況が報告されています。
　また、執行役員会を18回開催し、迅速・果断な意思決定を行っております。
③組織編制を適宜見直し、責任を明確にするとともに関連部門間の連携強化を図り効率的な職務執行体制を構築します。
（運用状況）
　当事業年度において、一部組織編制の見直しを実施し、より責任を明確にした効率的な職務執行体制で業務を執行しております。

⑸　当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①ユニバンスグループの経営ビジョン・中期経営計画を制定し、国内外のグループ会社に展開しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。

（運用状況）
　ユニバンスグループの中期経営計画および年度事業計画に関して取締役会にて審議・決定し、国内外のグループ会社に展開しております。
②関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、事前協議・承認事項・報告事項を定め、関係会社から当社に対し速やかにまたは定期的に報告を受ける体制とします。また、関係会社管理規程に則り、損失の危険が発生した場合は関係会社と連携して適切に対処します。
（運用状況）
　国内外のグループ会社は、当年度事業活動実績と来年度事業計画案を報告し、来年度事業計画に関して当社の取締役会で審議・決定をしております。
③定期的な事前協議・報告を通じて、関係会社の経営・事業活動を適切に管理・監督し、関係会社の業務の適正性・適法性を確保します。
（運用状況）
　国内外のグループ会社から、月１回の事業活動実績の報告を受けて、経営・事業活動を管理・監督しております。

⑹　監査等委員がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①現在、当社は監査等委員会の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、法令に従い監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、必要に応じて使用人を置くこととします。
②監査等委員会が補助者をおく場合には、その人事については、事前に監査等委員会の同意を得ます。
（運用状況）
　当事業年度においては、監査等委員会の職務を補助する使用人の配置はしておりません。

⑺　取締役、執行役員および使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告する体制

①取締役、執行役員および使用人は、主な業務執行について取締役会等を通じて適宜適切に監査等委員に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員に報告します。
（運用状況）
　社外取締役である監査等委員を含め、監査等委員が出席した取締役会において、取締役及び執行役員から重要事項に関して報告しております。
②取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が定めた監査等委員の求めに応じ、随時監査等委員に報告します。
（運用状況）
　取締役、執行役員および使用人は、監査等委員から求められた事項に関して随時報告しております。
③内部監査室からは、内部統制に係る整備・運用状況評価の結果を報告します。
（運用状況）
　内部監査室から当事業年度の内部監査の評価結果を報告しております。

⑻ 監査等委員へ通報した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンスマニュアル」に則り、監査等委員への報告を理由として、いかなる不利益な取扱いを行わないとともに、不利益な扱いを受けないよう適切な措置を講じます。

（運用状況）

当事業年度においては、当該報告はありませんでした。

⑼ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

①監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設定します。

（運用状況）

監査等委員会の職務執行に生ずる費用に関して、当事業年度の予算を設定しております。

②監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

（運用状況）

当事業年度においては、該当する請求はありませんでした。

③監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担します。

（運用状況）

当事業年度においては、該当する費用発生はありませんでした。

⑽ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①主要な会議体には監査等委員の出席を得るとともに、監査等委員による取締役、執行役員および使用人へのヒアリング対応や重要書類の閲覧の機会を確保します。

（運用状況）

監査等委員は、当事業年度に開催された取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席しております。

②会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会を確保します。

（運用状況）

会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況の情報交換を実施しております。

③監査等委員、代表取締役および内部監査室との定期的な意見交換会を実施します。

（運用状況）

監査等委員、代表取締役および内部監査室との定期的な意見交換を行ったほか、必要に応じて、適宜、情報交換を実施しております。

6．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）

⑴ 会社の支配に関する基本方針の内容

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えており、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

⑵ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年６月26日開催の第81回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご決議いただいております。

本対応方針の内容については、当社ホームページ（http://www.uvc.co.jp/）をご参照ください。

⑶ 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由

① 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

「会社の支配に関する基本方針」の内容で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

③　本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

⑷　当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて

①　企業価値および株主共同利益向上の取組み

当社グループは、昭和12年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては､ユニバンスは｢独立メーカーとして技術を中心に生きていく｣を中期経営ビジョンに掲げ、一つ目は「全社体質改善の徹底により、足元を固め筋肉質な企業体を築くこと」、二つ目として｢市場、顧客ニーズに合致した高付加価値商品を効率的にビジネス展開すること｣を中期経営方針として、事業構造改革に取り組んでいます。

自動車業界において、完成車メーカーの現地生産と自動車部品の地産地消化が高まる中、グローバル競争を勝ち抜くため、製品・技術開発力強化、グローバル調達と海外拠点の強化を推進させ、製品競争力と収益力の向上に取り組んでまいります。また、高収益企業を目指し、“ユニバンス流ものつくり”（=UNIVANCE Production Way）の革新と新技術の実用化による次世代ビジネスの確立を推進してまいります。

今後も、中・長期を見据えた連結経営としての将来に向けた更なる「経営革新」を図り、当社グループ一丸によるグローバルな企業価値向上に取り組んでまいります。

② コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の皆様の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために執行役員制度を採用しており、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は、原則として毎月開催することとしており、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果断な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。

監査等委員会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、監査等委員会規則および各事業年度の監査方針に基づき、取締役会のほか、重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役からの業務の状況についての報告・聴取等により、会社の適正な経営の遂行について監査を行っております。

内部統制システムの整備の状況については、社長直轄の内部監査室を、他部門から独立した部門として組織しております。内部監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。

(注)本対応策は平成29年６月26日開催予定の定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成29年５月11日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決定しました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第３号議案（36頁から54頁）、又は当社ウェブサイト(http://www.uvc.co.jp/)をご覧下さい。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**19,979,964**	**流動負債**	**18,444,694**
現金及び預金	3,452,036	支払手形及び買掛金	7,117,211
受取手形及び売掛金	8,736,218	短期借入金	6,124,625
製品	1,450,116	未払金	2,426,370
仕掛品	1,590,020	未払費用	1,033,780
原材料及び貯蔵品	3,112,526	リース債務	3,540
繰延税金資産	207,087	未払法人税等	423,017
前払費用	359,187	賞与引当金	692,213
その他	1,080,135	環境対策引当金	24,953
貸倒引当金	△7,363	製品保証引当金	445,344
固定資産	**25,779,309**	繰延税金負債	2,051
有形固定資産	**20,116,739**	その他	151,585
建物	4,476,924	**固定負債**	**8,328,265**
構築物	439,251	長期借入金	3,774,080
機械装置	9,800,015	リース債務	3,245
車両運搬具	45,301	繰延税金負債	927,186
工具器具備品	536,991	退職給付に係る負債	3,453,903
土地	2,124,935	役員退職慰労引当金	84,105
リース資産	6,462	資産除去債務	85,744
建設仮勘定	2,686,855	**負債合計**	**26,772,959**
無形固定資産	**817,985**	（純資産の部）	
電話加入権	11,608	**株主資本**	**17,071,115**
借地権	677,349	資本金	3,500,000
施設利用権	509	資本剰余金	2,075,882
ソフトウエア	127,914	利益剰余金	12,168,201
その他	602	自己株式	△672,967
投資その他の資産	**4,844,584**	**その他の包括利益累計額**	**1,915,198**
投資有価証券	4,500,836	その他有価証券評価差額金	2,114,967
繰延税金資産	211,027	為替換算調整勘定	△31,652
その他	132,720	退職給付に係る調整累計額	△168,116
		純資産合計	**18,986,314**
資産合計	**45,759,273**	**負債純資産合計**	**45,759,273**

連結損益計算書

（自平成28年４月１日
至平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**60,024,665**
売上原価	**52,901,339**
売上総利益	**7,123,326**
販売費及び一般管理費	**5,992,463**
営業利益	**1,130,863**
営業外収益	**153,391**
受取利息	1,738
受取配当金	51,735
受取賃貸料	15,642
持分法による投資利益	995
受取補償金	13,248
その他	70,031
営業外費用	**1,205,347**
支払利息	103,473
減価償却費	10,156
外国源泉税	79,689
為替差損	959,952
その他	52,075
経常利益	**78,907**
特別利益	**394,616**
固定資産売却益	53,494
国庫補助金	339,890
その他	1,232
特別損失	**478,862**
固定資産売却損	8,315
固定資産除却損	39,384
固定資産圧縮損	274,539
特許実施許諾解決金	53,475
特別退職金	51,392
減損損失	51,756
税金等調整前当期純損失（△）	**△5,338**
法人税、住民税及び事業税	**443,909**
法人税等調整額	**△41,524**
当期純損失（△）	**△407,723**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	**△9,692**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	**△398,031**

連結株主資本等変動計算書

（自平成28年４月１日
至平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	2,075,882	12,670,806	△672,873	17,573,816
連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△104,574		△104,574
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△398,031		△398,031
自己株式の取得				△94	△94
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△502,605	△94	△502,700
当期末残高	3,500,000	2,075,882	12,168,201	△672,967	17,071,115

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,327,382	△155,418	△298,008	873,954	－	18,447,770
連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△104,574
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△398,031
自己株式の取得						△94
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	787,585	123,766	129,892	1,041,244	－	1,041,244
連結会計年度中の変動額合計	787,585	123,766	129,892	1,041,244	－	538,543
当期末残高	2,114,967	△31,652	△168,116	1,915,198	－	18,986,314

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**15,456,186**	**流動負債**	**14,102,247**
現金及び預金	2,743,927	買掛金	5,655,052
売掛金	7,399,156	短期借入金	2,420,000
製品	726,355	一年以内返済予定の長期借入金	1,524,500
仕掛品	1,255,795	未払金	2,326,955
原材料及び貯蔵品	1,689,287	未払費用	884,850
材料支給未収入金	861,328	リース債務	3,540
未収収益	1,409	未払法人税等	390,995
未収入金	572,268	賞与引当金	668,575
前払費用	64,323	製品保証引当金	104,764
その他	1,970	環境対策引当金	24,953
繰延税金資産	148,362	その他	98,060
貸倒引当金	△8,000	**固定負債**	**6,273,017**
固定資産	**21,453,183**	長期借入金	2,010,955
有形固定資産	**11,102,982**	リース債務	3,245
建物	1,707,802	資産除去債務	84,913
構築物	434,164	退職給付引当金	3,163,424
機械装置	4,898,967	役員退職慰労引当金	84,105
車両運搬具	25,193	繰延税金負債	926,373
工具器具備品	228,065	**負債合計**	**20,375,264**
土地	1,748,428	（純資産の部）	
リース資産	6,462	**株主資本**	**14,418,331**
建設仮勘定	2,053,897	**資本金**	**3,500,000**
無形固定資産	**506,919**	**資本剰余金**	**2,076,998**
電話加入権	11,280	資本準備金	1,812,751
借地権	392,913	その他資本剰余金	264,246
施設利用権	509	**利益剰余金**	**9,511,015**
ソフトウエア	101,613	利益準備金	718,322
その他	602	その他利益剰余金	8,792,692
投資その他の資産	**9,843,282**	買換資産積立金	179,151
投資有価証券	4,379,230	固定資産圧縮積立金	75,427
関係会社株式	2,070,440	別途積立金	5,319,095
関係会社長期貸付金	3,366,147	繰越利益剰余金	3,219,018
その他	30,163	**自己株式**	**△669,682**
貸倒引当金	△2,700	**評価・換算差額等**	**2,115,774**
		その他有価証券評価差額金	2,115,774
		純資産合計	**16,534,105**
資産合計	**36,909,370**	**負債純資産合計**	**36,909,370**

損 益 計 算 書

（自平成28年４月１日
至平成29年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**43,476,145**
売上原価	**38,104,255**
売上総利益	**5,371,890**
販売費及び一般管理費	**4,265,852**
営業利益	**1,106,037**
営業外収益	**289,757**
営業外費用	**174,059**
経常利益	**1,221,735**
特別利益	**393,078**
固定資産売却益	51,956
国庫補助金	339,890
その他	1,232
特別損失	**1,578,209**
固定資産除却損	38,022
固定資産売却損	8,313
固定資産圧縮損	274,539
特許実施許諾解決金	53,475
関係会社株式評価損	1,152,102
減損損失	51,756
税引前当期純利益	**36,604**
法人税、住民税及び事業税	**356,565**
法人税等調整額	**23,094**
当期純損失（△）	**△343,055**

株主資本等変動計算書

（自平成28年４月１日
至平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					買換資産積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,500,000	1,812,751	264,246	718,322	195,934	81,080	5,319,095	3,644,213	△669,587	14,866,056
当期変動額										
買換資産積立金の取崩					△16,782			16,782		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,652		5,652		－
剰余金の配当								△104,574		△104,574
当期純損失（△）								△343,055		△343,055
自己株式の取得									△94	△94
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△16,782	△5,652	－	△425,195	△94	△447,724
当期末残高	3,500,000	1,812,751	264,246	718,322	179,151	75,427	5,319,095	3,219,018	△669,682	14,418,331

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,329,024	1,329,024	16,195,081
当期変動額			
買換資産積立金の取崩			－
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△104,574
当期純損失（△）			△343,055
自己株式の取得			△94
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	786,749	786,749	786,749
当期変動額合計	786,749	786,749	339,024
当期末残高	2,115,774	2,115,774	16,534,105

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月24日

株式会社ユニバンス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柏　木　勝　広　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠　元　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ユニバンスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月24日

株式会社ユニバンス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柏　木　勝　広　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠　元　　宏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ユニバンスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役会及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

株式会社ユニバンス　監査等委員会

常勤監査等委員　鵜　野　恭　弘　㊞

監査等委員　神　村　　保　㊞

監査等委員　森　嶋　　正　㊞

監査等委員　藤　田　英　一　㊞

（注）１．監査等委員の神村保、森嶋正及び藤田英一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

２．当社は、平成28年６月27日開催の第83回定時株主総会の決議により、平成28年６月27日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年４月１日から平成28年６月26日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営政策とし、当社の基本方針や当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、第84期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、その他剰余金の処分はございません。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金３円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は62,743,650円となります。

また、中間配当金（１株につき３円）を含めました年間配当金は、普通株式１株につき金６円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鈴木　一和雄（すずき　いわお） （昭和22年３月18日生）	昭和44年３月　当社入社 昭和58年７月　当社企画部長 昭和60年６月　当社取締役 昭和63年６月　当社常務取締役 平成７年６月　当社専務取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長 平成18年６月　当社代表取締役社長執行役員 平成23年６月　当社代表取締役会長（現任）	2,462,595株
2	村松　通泰（むらまつ　みちやす） （昭和29年３月９日生）	昭和51年３月　当社入社 平成16年７月　当社第二商品開発部長 平成18年７月　当社執行役員 平成20年６月　当社取締役常務執行役員 平成21年６月　当社代表取締役常務執行役員 平成23年６月　当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）	90,900株
3	谷典　幸（たにのり　ゆき） （昭和37年５月27日生）	平成10年１月　アイエス精機株式会社入社 平成22年１月　当社経営管理部長 平成23年３月　当社執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役副社長 副社長執行役員 平成27年６月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員（現任）	284,770株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	池谷光規（いけや みつのり） （昭和30年４月18日生）	昭和51年４月　アイエス精機株式会社入社 平成21年７月　当社工機部長 平成23年３月　当社執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成28年９月　当社取締役常務執行役員　品質保証最高責任者、安全衛生責任者、環境管理責任者（現任）	37,700株
5	櫻井芳久（さくらい よしひさ） （昭和34年５月19日生）	昭和58年３月　当社入社 平成16年７月　当社財務室長 平成22年１月　当社購買部長 平成22年７月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員（現任）	31,108株
6	志藤昭彦（しどう あきひこ） （昭和18年１月30日生）	昭和43年４月　萬自動車工業株式会社（現株式会社ヨロズ）入社 昭和58年６月　同社取締役 平成４年６月　同社代表取締役専務 平成８年６月　同社代表取締役副社長 平成10年６月　同社代表取締役社長 平成20年６月　同社代表取締役会長　最高経営責任者（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヨロズ、株式会社ヨロズ栃木、株式会社ヨロズ大分、株式会社ヨロズ愛知、株式会社庄内ヨロズ、株式会社ヨロズエンジニアリング、株式会社ヨロズサービスの代表取締役会長 株式会社アーレスティ 社外取締役（監査等委員）	2,108株

（注）１．当社と株式会社アーレスティとは粗形材購入等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．志藤昭彦氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、志藤昭彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
４．志藤昭彦氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき当社の経営の監督を遂行していただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．志藤昭彦氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年になります。
６．当社と志藤昭彦氏とは、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める最低限度額として締結しております。また、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年６月24日開催の第75回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」を導入し、直近では、平成26年６月26日開催の第81回定時株主総会において、同対応方針につき、所要の変更を行ったうえで継続することについてご承認をいただいており、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、関連制度の変更、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を勘案し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させるための方策の一つとして現行の対応方針の継続の是非を含め、その在り方について検討を重ねてまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針の維持を確認し、現行の対応方針について表現・字句の変更を加え、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます）を継続することを決定いたしました。

本対応方針は、「大規模な買付行為の是非は、株主の皆様の判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株式等の大規模な買付行為を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供と当社取締役会による一定の評価期間の確保を要請する大規模買付行為に関するルールを設定することで、株主の皆様が適切な投資判断を行えることを可能としております。

本対応方針の継続にあたっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意見を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本対応方針の具体的な内容は、〈添付文書〉のとおりでありますが、今回修正した主な内容は次のとおりです。

(1)「１．当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて」のうち、中期経営戦略およびコーポレート・ガバナンスに関わる所要の修正

(2) 本対応方針の継続に伴う所要の修正

〈添付文書〉

Ⅰ．会社の支配に関する基本方針

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定いたしました上記Ⅰ．の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

１．当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて

⑴　「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社グループは、昭和12年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、「ユニバンスは、独立メーカーとして技術を中心にして、ユニバンスブランドを確立する」を中期経営ビジョンに掲げ、一つ目は「新技術と既存技術の融合により技術競争力を強化し、顧客の価値を提供し続ける」、二つ目として「環境変化にスピーディ、且つフレキシブルに対応出来る業務プロセスの革新と標準化によりアウトプットの

向上を図る」、三つ目として「３軸（事業、拠点、機能）経営にてグローバル化を推進することにより人材育成を行なう」を中期経営方針として、改革に取り組んでおります。

自動車業界において、完成車メーカーが環境問題対応として電動化システムの開発、及び快適で安全な自動車社会をめざした自動運転技術の開発などにリソースを集中すべく業界の枠を超えた提携が進むなか、当社グループは、更に激化する競争を勝ち抜くため顧客価値向上、市場ニーズに適合した商品・技術開発力強化を行い、顧客重視の提案型ビジネスの確立を推進してまいります。また、ますます激しく早く変化する事業環境に追従していくため、経営判断と執行のスピードアップを図り、効果的な企業運営を推進してまいります。

今後も、中・長期を見据えたグローバル経営としての将来に向けた更なる「経営革新」を図り、当社グループ一丸によるグローバルな企業価値向上に取り組んでまいります。

⑵　コーポレート・ガバナンスへの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために執行役員制度を採用し、平成27年６月には社外取締役１名を選任、さらに平成28年６月、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を１年とし毎事業年度における取締役の経営責任をより明確化するなど、ガバナンス体制の充実を図っております。監査等委員である取締役につきましては、４名のうち３名が社外取締役であり、いずれも法令、財務および会計等について専門的な知見を有し、中立的・客観的な見地から経営監視の役割を担っております。加えて、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は、原則として毎月開催することとしており、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果断な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。

監査等委員会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、監査等委員会規則および各事業年度の監査方針に基づき、取締役会のほか、重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役からの業務の状況についての報告・聴取等に

より、会社の適正な経営の遂行について監査を行っております。

内部統制システムの整備の状況については、社長直轄の内部監査室を、他部門から独立した部門として組織しております。内部監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。

Ⅲ．本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み）

１．本対応方針導入の目的

当社は株主の皆様が大規模買付者（下記**２．**に定義されます。）による大規模買付行為に応ずるか否かを判断する場合において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する適切な評価・意見等が株主に適切に提供されることが重要と考えております。このことが会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主共同利益を確保・向上させると考えます。以上の考えに基づき、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることと致しました。

なお、当社の把握する限り、平成29年３月31日現在において、当社関係者（役員およびその関係者等）によって当社の発行済株式総数の約22％が保有されておりますが、この保有状況は、各々の事情により譲渡・相続・その他の処分がなされ分散化が進む方向にあり、また将来的には設備投資・研究開発投資のための資金調達を資本市場において行う可能性があり、当社の発行する株式の流動性がさらに増すことは十分に考えられ、今後当社の企業価値および株主共同の利益に反する株式の大規模買付がなされる可能性があります。

現時点において、当社が具体的に第三者から大規模買付提案を受けている事実はありません。当社の直近の大株主の状況等は別紙１のとおりです。

２．本対応方針の対象となる当社株式の買付

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株式等（注３）の買付行為、結果として特定株主グ

ループの議決権割合が20％以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20％以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買い増し行為をいいます。いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

注１：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、又は、②当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるもの含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、①特定株主グループが、注１の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）、又は、②特定株主グループが、注１の②記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

３．大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

⑴　意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大

規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

また、大規模買付提案があった事実および当社取締役会に提案された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示します。

⑵ 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために日本語による必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます）の提供を受けるためにその必要なリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付情報の書面での提供を依頼します。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが交付項目の一部は以下のとおりです。

①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む）

②大規模買付の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）

③大規模買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）

④大規模買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）

⑤大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）

⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

⑦大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

⑶ 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式買付の場合）又は90日以内（その他の買付行為の場合）の日数を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合

には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

4．大規模買付行為がなされた場合の対応

⑴　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款で認められる措置（以下「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして株主の皆様に新株予約権無償割当を行う場合の概要は別紙２に記載のとおりです。

⑵　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

当社株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身がご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

具体的には以下の①から④の類型に該当すると認められる場合には、基本的に、大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると思われます。

①下記に掲げる行為により、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合

ａ　当社株式を買い占め、その株式につき当社又は当社関係者に対して高値で買取を要求する行為

ｂ　当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを、大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為

ｃ　当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

ｄ　当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

③買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合

④買付者等による買付後の経営方針又は事業計画の内容が著しく不十分又は不適当である場合

５．対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続き

⑴　独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性および公平性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役ならびに社外有識者から選任します。

独立委員会規程の概要につきましては別紙３に記載のとおりです。なお、独立委員会の委員は、別紙４に記載の各氏を予定しております。

⑵　対抗措置発動の手続

本対応方針においては上記**4.**⑵に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。一方、上記**4.**⑴に記載のとおり対抗措置を講じる場合、ならびに上記**4.**⑵に記載のとおり例外的に対抗措置を講じる場合には、その合理性および公平性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか等を判断した上で、対抗措置の発動の是非について**3.**⑶の取締役評価期間の期限の遅くとも７日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を株主の皆様に適時開示いたします。

⑶　対抗措置発動の停止等について

上記**4.**⑴又は⑵において当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当の中止により、又は新株予約権の効力発生日の翌日から権利行使期間開始日の前日までの間は、無償取得の方法による対抗措置の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな開示を行います。

６．本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響

⑴　大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目

的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と検討期間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主共同の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として上記**4.**のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合、関連法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、別途、当社取締役会が決定し公告する基準日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当該株式を受領する為に格別の不利益は発生しません。（新株予約権の割当を受けられた株主の皆様が、当該新株予約権を譲渡しない場合に限ります。）

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、および当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売買等をおこなった株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

⑶　対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権にかかる基準日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には、その時点での新株予約権の保有者である皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては実際に新株予約権の無償割当を行う事になった際に、関連法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

⑷　新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付す為、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡および大規模買付者に対する譲渡以外は、原則として譲渡を認めるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。

７．本対応方針の適用開始、有効期限、継続および廃止

本対応方針は平成29年６月26日開催予定の本定時株主総会で承認されることを条件に発効します。本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応方針の有効期限は、３年間（平成32年６月開催予定の定時株主総会終結時まで）とします。なお、本対応方針を継続（一部修正した上での継続を含みます。）する場合には改めて株主総会の承認を経ることとします。

当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で本対応方針を修正又は変更する場合がございます。

また、本対応方針はその有効期間中であっても、株主総会および取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で、本対応方針は廃止されるものとします。

当社は本対応方針の継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

8．本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由

(1) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(2) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

Ⅰ．「会社の支配に関する基本方針」で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

⑶　本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

⑷　買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める３原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に沿うものであります。また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

以　上

（別紙１）

当 社 株 式 の 状 況

（平成29年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　80,000,000株
２．発行済株式総数　23,396,787株
３．株主数　2,172人
４．大株主（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
鈴木一和雄	2,462	10.53
スズキ株式会社	1,937	8.28
大同特殊鋼株式会社	1,900	8.12
株式会社静岡銀行	956	4.09
株式会社ミツバ	612	2.62
谷史子	521	2.22
谷朗	489	2.09
鈴木真保	338	1.45
宮本愛子	338	1.45
株式会社みずほ銀行	330	1.41

（注）当社は、自己株式2,482,237株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

以　上

（別紙２）

新株予約権無償割当の概要

１．新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株数（但し、当社の保有する当社株式を除く）１株につき新株予約権１個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は１株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める基準日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件

大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者以外の株主が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き換えに本新株予約権１個につき当社の普通株式１株を交付することができる。

当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

8．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以　上

（別紙３）

独立委員会規程の概要

１．設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

２．構成

⑴　独立委員会の委員は、３名以上とする。

⑵　委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外有識者等から選任するものとする。

⑶　社外有識者を委員とする場合には、当社に対する善管注意義務等を定めた契約を当社との間で結ぶものとする。

３．任期

各委員の任期は選任の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

４．役割

⑴　独立委員会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

⑵　独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

５．招集

当社取締役会又は独立委員会各委員は大規模買付行為がなされようとする場合、その他必要に応じ独立委員会を招集することができる。

６．決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以　上

（別紙４）

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

岡　野　隆　男 （昭和19年５月８日生）	昭和50年４月　弁護士登録、荻野法律事務所入所 昭和54年３月　岡野法律事務所開設 平成７年４月　第二東京弁護士会副会長 平成９年６月　銀座南法律事務所設立 平成28年11月　岡野法律事務所再開　現在に至る
森　嶋　正 （昭和23年１月23日生）	昭和47年４月　アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和51年３月　公認会計士開業登録 平成５年11月　アーサーアンダーセン・パートナー（現有限責任　あずさ監査法人代表社員）退任 平成18年６月　当社監査役 平成28年６月　当社社外取締役（監査等委員）　現在に至る
藤　田　英　一 （昭和24年６月７日生）	昭和43年４月　名古屋国税局採用 平成13年７月　静岡税務署副署長 平成18年７月　富士税務署長 平成20年９月　藤田英一税理士事務所開設 平成26年６月　当社監査役 平成28年６月　当社社外取締役（監査等委員）　現在に至る

（注）各氏と会社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

（ご参考）

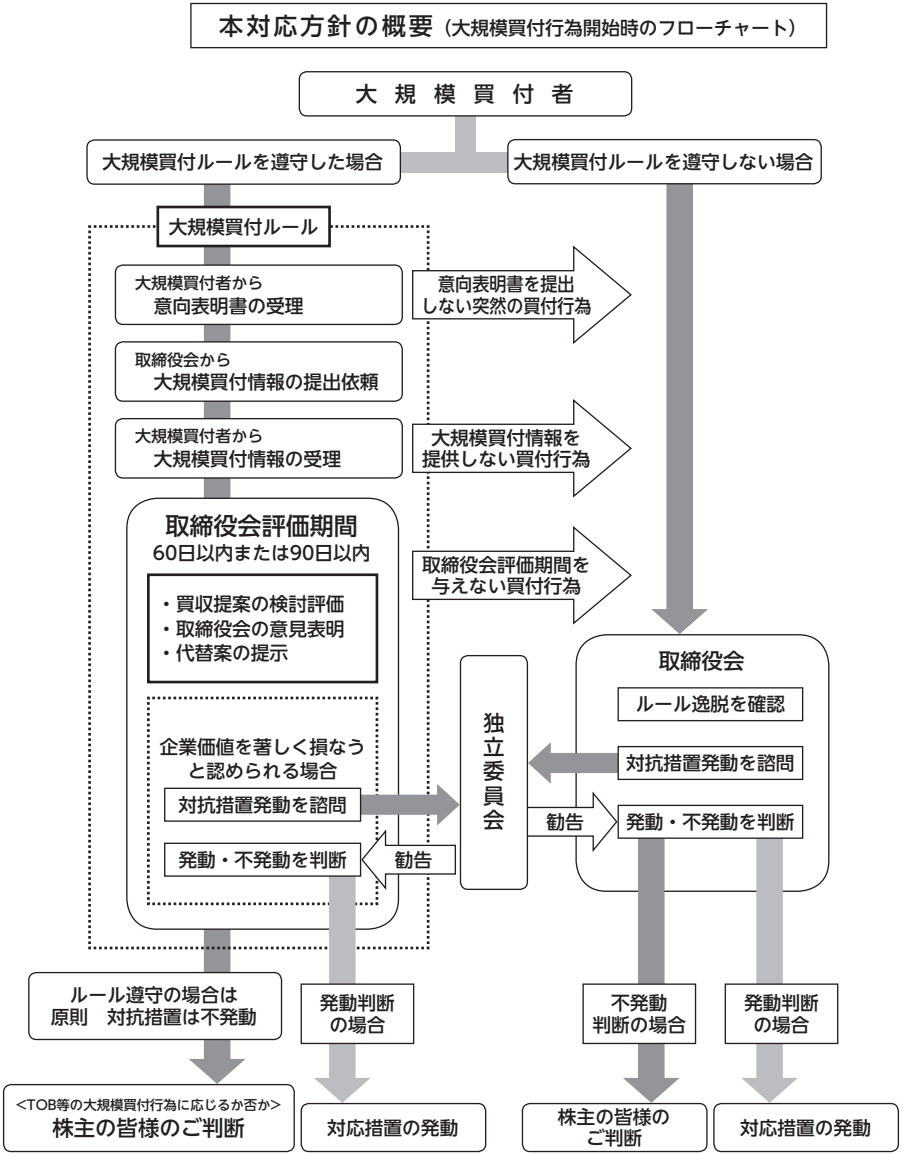
本対応方針の概要（大規模買付行為開始時のフローチャート）
大 規 模 買 付 者
大規模買付ルールを遵守した場合
大規模買付ルールを遵守しない場合
大規模買付ルール
大規模買付者から
意向表明書の受理
意向表明書を提出
しない突然の買付行為
取締役会から
大規模買付情報の提出依頼
大規模買付者から
大規模買付情報の受理
大規模買付情報を
提供しない買付行為
取締役会評価期間
60日以内または90日以内
・買収提案の検討評価
・取締役会の意見表明
・代替案の提示
取締役会評価期間を
与えない買付行為
企業価値を著しく損なう
と認められる場合
対抗措置発動を諮問
発動・不発動を判断
勧告
独立委員会
取締役会
ルール逸脱を確認
対抗措置発動を諮問
勧告
発動・不発動を判断
ルール遵守の場合は
原則　対抗措置は不発動
発動判断
の場合
不発動
判断の場合
発動判断
の場合
<TOB等の大規模買付行為に応じるか否か>
株主の皆様のご判断
対応措置の発動
株主の皆様の
ご判断
対応措置の発動

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

2．議決権行使のお取扱いについて

⑴インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵議決権の行使期限は、平成29年６月23日（金曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

⑴パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031（受付時間　9:00～21:00 ）

⑵その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

株主総会会場ご案内図

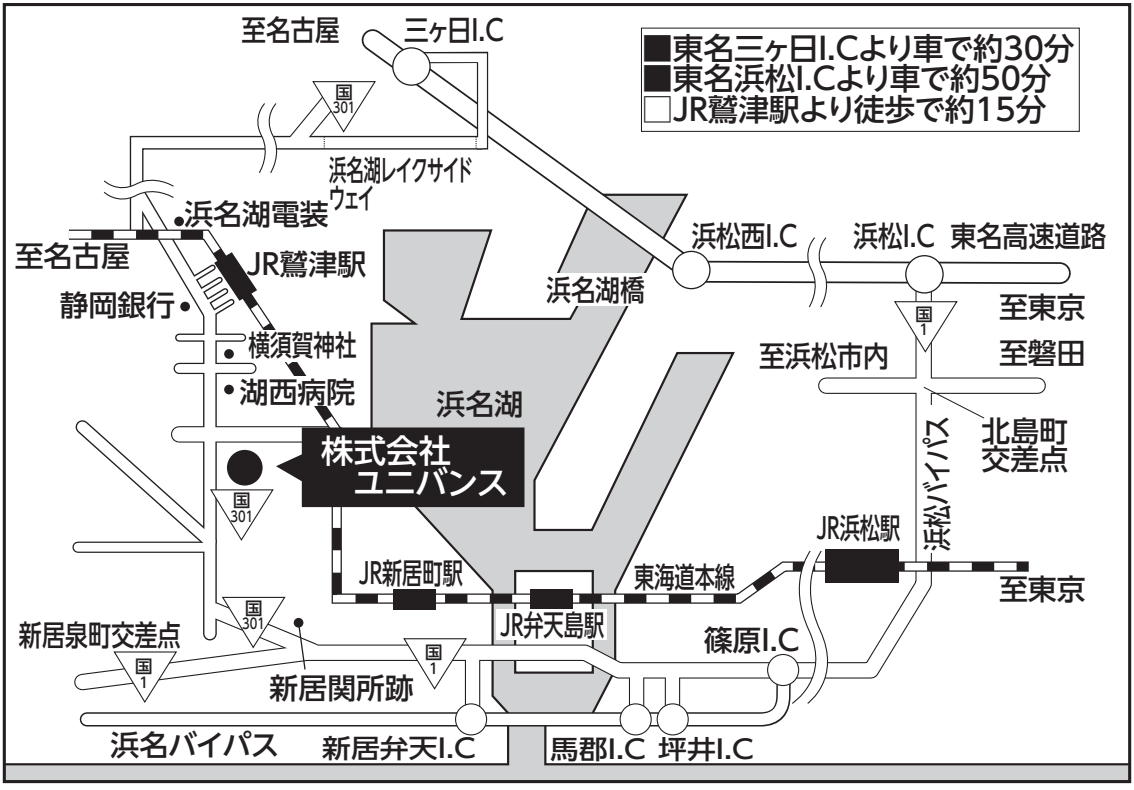

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080